

# 新型コロナウイルス感染症への対応ガイド

## Response Guidelines COVID-19

Ver2

2020 年 6 月 15 日

株式会社 SAE マーケティングワン

一般社団法人 全日本動物専門教育協会 (SAE)

## 1 本ガイドラインについて

6月12日に東京都において、東京アラートが解除され、休業要請の緩和措置が「ステップ2」から「ステップ3」に移ったことに伴い、本ガイドラインを新型コロナウイルスの最新の知見、熱中症予防行動のポイント等を踏まえて、一部見直すこととする。

## 2 具体的な対策の検討にあたっての考え方

同専門家会議の提言にしたがって、対策の検討にあたっては、以下の点に留意した。

- ・新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染と飛沫感染のそれぞれについて、従業員やお客様等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討。
- ・接触感染のリスク評価としては、他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定する。
- ・飛沫感染のリスク評価としては、換気の状態を考慮しつつ、セミナールーム内や講座開催中に人と人との距離がどの程度維持できるかや、施設内で大声などを出す場がどこにあるかなどを評価。
- ・厚生労働省が公表した、新型コロナウイルス感染抑止のための「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイントを考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討。

## 3 具体的な感染防止対策

### (1) 留意すべき基本原則

- ・従業員とお客様及びお客様同士との接触をできるだけ避け、対人距離を確保（できるだけ2mを目安に）する。
- ・感染防止のための参加人数の調整・手指の消毒設備の設置。
- ・マスクの着用（従業員、講師及びお客様に対する周知）。
- ・社内、セミナールームの換気と定期的な消毒。
- ・講座参加時の感染防止対策を周知、啓発し対策の実行への理解と協力を依頼する。

### (2) 各場面の共通事項

- ・他人と共用する物品などの頻回に触れる機会を減らす工夫をする。
- ・複数の人の手が触れる場所を定期的に消毒する
- ・講座開催時、講師はフェイスシールドまたはマスクなどで飛沫接触を防止する。
- ・お客様や従業員がいつでも使えるようにアルコール等を社内に設置。
- ・手洗いや手指消毒の徹底を図る。

## 4 従業員等向けの対策

### (1) 健康管理

従業員等に対し、出勤前に、体温や症状の有無を確認させ、具合の悪い者は自宅待機とすること。また、勤務中に具合が悪くなった従業員も、直ちに帰宅させ、自宅待機とすること。発熱や具合が悪く自宅待機となった従業員の健康状態を毎日確認すること。症状に改善が見られない場合は、医師や保健所への相談を指示すること。

### (2) 通勤

在宅勤務（テレワーク）や時差出勤等、人との交わりを低減する取組については、

- ①社内での仕事は自宅で行えるように工夫すること。
- ②やむを得ず出勤が必要な場合も、時差出勤することで人との交わりを減らすこと。
- ③取引先などの関係者に対しても、出勤者の数を減らすなどの取組を説明し、理解・協力を求めることなど、テレワークの推進について積極的に活用すること。
- ④公共交通機関を利用する従業員等には、マスクの着用や、私語をしないこと等を徹底すること。

### (3) 勤務

従業員等に対し、

- ①始業時、休憩後を含め、定期的な手洗い、うがいを徹底すること。
- ②手指消毒液を配置すること。
- ③できる限り2メートルを目安に、一定の距離を保てるよう、作業空間と人員配置について最大限の見直しを行うこと。
- ④従業員等に対し、一定の距離が保てない場合は勤務中のマスク等の装着を促すこと。特に、複数名による打ち合わせなど近距離、接触が不可避な場合には、これを徹底すること。
- ⑤打ち合わせなどは、小グループにて行う、伝達内容をモバイル端末等で伝えるなど、大人数が一度に集まらないようにすること。
- ⑥可能な限り通信手段を利用した非対面の営業を工夫し、商談時や移動時の感染リスクを低減すること。他人と共用する物品や手が頻回に触れる機会を減らす工夫をすること。

### (4) 設備・器具

業務中に従業員等が触れる機器について、

- ①定期的に消毒を行うこと。
- ②洗面所備品、トイレ、蛇口、ドアノブ、ゴミ箱、テーブル、椅子、電気のスイッチ、電話、パソコン、タブレット、手すり、エレベーターのボタンなどの共有設備については頻繁に洗浄・消毒を行うこと。
- ③トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう徹底すること。

- ④ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備する。
- ⑤ゴミはこまめに回収し、鼻水や唾液などがついたゴミがある場合はビニール袋に密閉すること。ゴミの回収など清掃作業を行う従業員等は、マスクを着用し、作業後に手洗いやうがいを徹底すること。
- ⑥建物全体や個別の業務スペースの換気に努めること。

#### **(5) 従業員等の意識向上**

従業員等に対し、感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促すこと。例えば、これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「人との接触を8割減らす10のポイント」や「『新しい生活様式』の実践例」を周知するなどの取組を行うこと。新型コロナウイルス感染症から回復した従業員等やその関係者が、差別されるなどの人権侵害を受けることのないよう、従業員等を指導し、円滑な社会復帰のための十分な配慮を行うこと。

### **5 講座（セミナー）参加者への対策**

- (1) 感染防止のため、参加人数の制限を行う。
- (2) 入口およびセミナールーム内に手指の消毒設備（アルコール等）を設置する。
- (3) 入場の際に手指の消毒を依頼する。
- (4) 場内では、マスクの着用を依頼する。
- (5) 来場者の上履き（スリッパ等）は十分消毒を行う事。
- (6) 講師はフェイスシールド若しくはマスクを着用する。
- (7) 参加者間は安全であるソーシャルディスタンスを取れる様、座席を工夫する。
- (8) 窓の開放などにより換気を行う。

### **6 通学講座・セミナー開催の可否判断**

東京都は第2波に備えた対策やこれまでの感染症対策を見直すワーキングチームを立ち上げ、休業要請の基準などの見直しをはかっているが、基本、現行の休業要請の緩和措置「ステップ2」相当レベルの場合に開催を可能とし、東京都・千葉県・神奈川県・埼玉県は同一とする。他道府県での開催は現地の状況を踏まえ、可否を判断する。

2020年5月20日施行

2020年6月15日改定

以上